

大分県の特別支援教育の方向

平成19年10月

大分県特別支援教育推進検討委員会

はじめに

本年、4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行された。

この改正法は、平成17年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を踏まえ、学校教育制度の基本を定めている「学校教育法」や教職員免許制度を定めている「教育職員免許法」等合計52本の法律を改正することを内容としている。この改正法により、特別支援教育を一層推進することが制度面から保障されることとなった。

中央教育審議会答申に先立つ平成15年3月には、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換の必要性が示された。以降、特別支援教育を推進するための取組が、学校現場や教育行政レベルで進められてきており、大分県においても、文部科学省委嘱事業等により体制の整備に取り組みされてきたところである。

こうした特別支援教育推進の方向は、障がいのある人の人権及び尊厳を保護・促進するという世界的な流れの一環であり、大分県においても支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加に向け、きめ細やかな教育的支援を行っていくことが重要である。

本報告書は、世界や国の動向、また、大分県における特別支援教育の現状と課題を踏まえ、新しい時代に対応した特別支援教育の在り方について総合的に検討するために設置した「大分県特別支援教育推進検討委員会」において審議を重ねた内容を取りまとめたものである。

具体的には、検討委員会の検討事項であった、①盲・聾・養護学校制度の見直しと適正配置、②幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育充実方策、③教職員の資質向上方策、の3点を柱として、大きな転換期にある大分県の特別支援教育の今後の方向について整理した。

本報告書が、大分県の特別支援教育の指針となり、大分県における特別支援教育の推進と充実が図られることを強く期待する。

平成19年10月

大分県特別支援教育推進検討委員会

委員長 田中新正

目 次

第1章 特別支援教育の現状

1	国外及び国内の動向	1
	(1) 主な動向	1
	(2) 特別支援教育に係る報告・法改正等	3
2	大分県における特別支援教育の基本的な考え方	7

第2章 盲・聾・養護学校制度の見直しと適正配置

1	特別支援学校の設置状況	8
	(1) 学校の配置状況	8
	(2) 学部を設置状況	8
2	幼児児童生徒の状況	9
	(1) 幼児児童生徒数の推移	9
	(2) 重度・重複障がい児童生徒の推移	9
	(3) 特別支援学校高等部卒業生の進路状況	9
3	校種別の現状と課題	9
	(1) 盲学校	9
	(2) 聾学校	10
	(3) 肢体不自由養護学校	11
	(4) 病弱養護学校	11
	(5) 知的障がい養護学校	12
4	課題検討の方向性	13
	(1) 特別支援学校の対象となる児童生徒の見直し	13
	(2) 学校の再編	13
	(3) 長時間通学の解消	14
	(4) 学科等の再編	14
	(5) 特別支援学校のセンター的機能の充実	15
	(6) 高等養護学校等の設置	15

第3章 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実方策

1	現状と今後の方向性	16
	(1) 特殊教育から特別支援教育へ	16
	(2) 校（園）内支援体制の整備	17
	(3) 特別支援学級の状況	19
	(4) 通級指導教室の状況	19
	(5) 施設設備等の状況	19

第4章 教職員の資質向上方策

1	現状と今後の方向性	20
	(1) 教員の特別支援学校教諭免許状保有状況	20
	(2) 採用・人事の状況	20
	(3) 研修の充実等	20

《参考資料》	21
--------	----

第1章 特別支援教育の現状

1 国外及び国内の動向

障がいのある人の人権及び尊厳を保護・促進するという世界的な方向の中、国内においても障がい者の自立と社会参加の促進を図るための法整備等が推進されてきた。

(1) 主な動向

	国外の動向	国内の動向
1993年 (平成5)	国連総会「 <u>障害者の機会均等化に関する標準規則</u> 」採択(12月) 【障がいのある人が社会の市民として、他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保することが目的】	「 <u>障害者基本法</u> 」施行(12月) 【障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図ることが基本理念】
1994年 (平成6)	特別なニーズ教育に関する世界会議「 <u>サラマンカ宣言</u> 」採択(6月) 【障がいのある子どもを含めた万人のための学校を提唱】	
2001年 (平成13)	国連総会「 <u>障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約</u> 」(以下「障害者権利条約」という。)決議案採択 「 <u>障害者権利条約に関する国連総会アドホック委員会</u> 」設置(12月)	21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議「 <u>21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)</u> 」報告(1月) 【ノーマライゼーションの進展等を踏まえて特殊教育の在り方について整理】
2002年 (平成14)	国連アジア太平洋経済社会委員会「 <u>アジア太平洋障害者の十年</u> 」を10年延長(5月) 【2012(平成24)年まで延長】 同上委員会ハイレベル政府間会合「 <u>びわこミレニアムフレームワーク</u> 」採択 【バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動課題】	「 <u>障害者基本計画</u> 」閣議決定(12月) 【平成15年度から10年間の障がい者関連施策の基本的な計画。障がいのある子どもにきめ細やかな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい等について教育的支援を行う等適切に対応することも基本方針とする】
2003年 (平成15)		特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「 <u>今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)</u> 」報告(3月) →P3

	国外の動向	国内の動向
2004年 (平成16)		<p>「障害者基本法」改正(6月)</p> <p>【基本的理念として障がい者に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害してはならない旨を規定。障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習の積極的推進による相互理解の促進についても規定】</p>
2005年 (平成17)		<p>「発達障害者支援法」施行(4月)</p> <p>【発達障がいに関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援等を規定】</p> <p>中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」答申(12月) →P3</p>
2006年 (平成18)	国連総会「 障害者権利条約 」採択(12月)	<p>「教育基本法」改正(12月)</p> <p>【第4条第2項を新設。「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」】</p>
2007年 (平成19)		<p>「学校教育法等の一部を改正する法律」施行(4月) →P5</p>

(2) 特別支援教育に係る報告・法改正等

上記(1)の国内の動向のうち、特別支援教育推進の指針となっている報告等、また、それを反映した法改正の概要は以下のとおりである。

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

（特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（平成15年3月））

(1) 提言

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制を整備すること。

(2) 制度的課題

- ① 盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない学校制度（特別支援学校（仮称））にするとともに、地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校とすること。
- ② 小・中学校における特別支援教育の体制を確立するとともに、特殊学級や通級による指導の在り方を見直すこと。
- ③ 教員等の専門性を強化するための免許制度の改善

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」

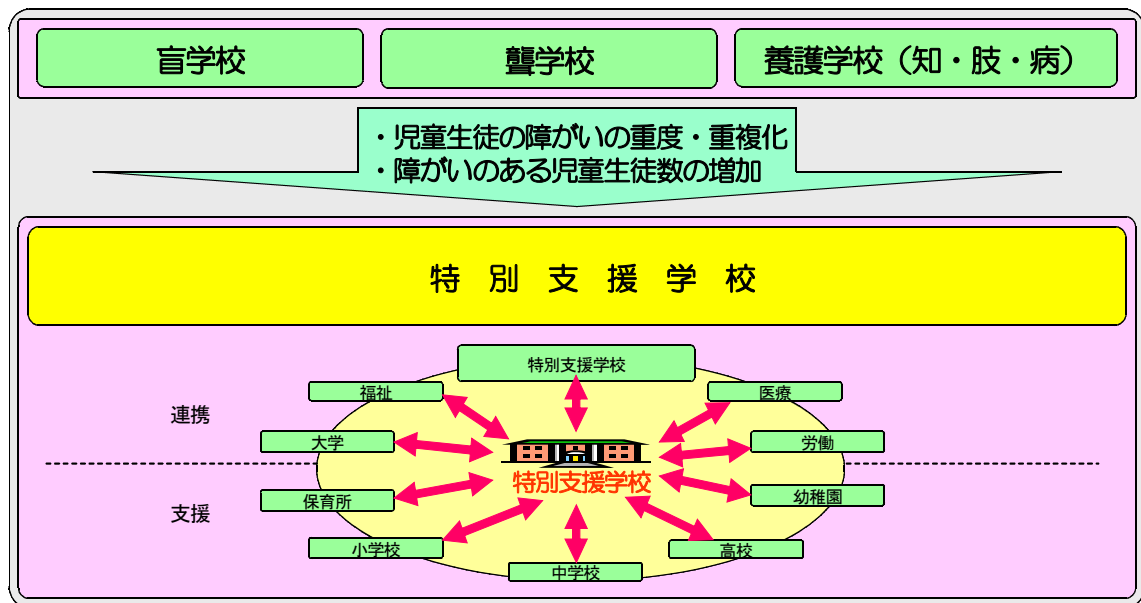
（中央教育審議会（平成17年12月））

(1) 特別支援教育の理念と基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換する。

(2) 盲・聾・養護学校制度の見直しについて

- ① 幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応し、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に転換する。
- ② 「特別支援学校（仮称）」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育のセンターとしての機能を明確に位置付ける。



(3) 小・中学校における制度的見直しについて

- ① 通級による指導の指導時間数及び対象となる障害種を弾力化し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）を新たに対象とする。
- ② 特殊学級と通常の学級における交流及び共同学習を促進するとともに、特殊学級担当教員の活用によるLD、ADHD等の児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進める。
- ③ 「特別支援教室（仮称）」の構想については、研究開発学校やモデル校などを活用し、特殊学級が有する機能の維持、教職員配置との関連や教員の専門性の向上等の課題に留意しつつ、その法令上の位置付けの明確化等について、上記の取組の実施状況も踏まえ、今後検討する。

（注）「特別支援教室（仮称）」とは、LD・ADHD・高機能自閉症等も含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍した上で、一人一人の障害に応じた特別な指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態。

(4) 教員免許制度の見直しについて

- ① 盲・聾・養護学校の「特別支援学校（仮称）」への転換に伴い、学校の種別ごとに設けられている教員免許状を、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状（仮称）」に転換する。
- ② 「当分の間、盲・聾・養護学校の教員は特殊教育免許の保有を要しない」としている経過措置を、時限を設けて廃止する。

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日

文部科学省 説明資料より

※学習障害（LD）等の定義（中央教育審議会答申から）

①学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

②注意欠陥／多動性障害（ADHD）の定義<Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

③高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

- **アスペルガー症候群 <Asperger Syndrome>**とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、**広汎性発達障害**に分類されるものである。

用語の取扱いについて

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、盲・聾・養護学校制度は、特別支援学校制度に改正されたが、本報告書では、必要に応じて旧表記（「知的障がい養護学校」等）を用いている。

2 大分県における特別支援教育の基本的な考え方

本県における特別支援教育の基本的な考え方は、「新大分県総合教育計画（平成18～27年度）」に以下のとおり整理されている。

この基本的な考え方に基づき、本県の体制を確立していく必要がある。

(1) 障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向け、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を充実する。

- ① 個別の教育支援計画の策定と実施
- ② 教育相談、進路支援の充実

(2) 盲・聾・養護学校の特別支援教育におけるセンター的機能を強化するとともに、幼稚園・小・中・高等学校においては特別支援教育コーディネーターを中心として効果的な教育的支援が行える体制を作る。

- ① 盲・聾・養護学校の地域の特別支援教育に係るセンター的機能の強化
- ② 特別支援教育コーディネーターや校内委員会の設置

(3) 特別支援教育を担う教員を養成するとともに、その資質能力の向上を図る。

(4) 医療的ケアの充実など、障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育環境を整備する。

- ① 特別支援学校への転換と学校配置の見直し
- ② 医療的ケアの充実
- ③ 軽度発達障がい児への対応

【目標指標】

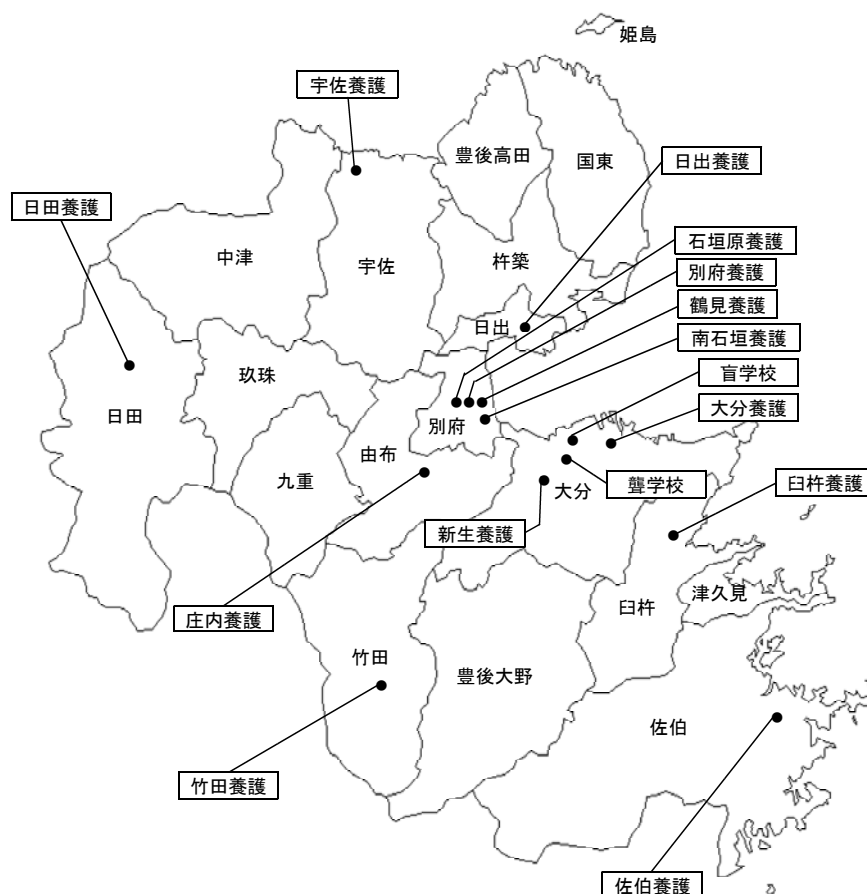
指 標 名		現状 (H16)	22年度	27年度
盲・聾・養護学校在籍生徒の現場実習の受入事業所数（1校あたり）		事業所 33.2	事業所 51	事業所 66
盲・聾・養護学校による幼稚園・小・中・高等学校への巡回支援件数（1校あたり）		4 件	50 件	100 件
校内委員会及び特別支援教育コーディネーターの設置率	幼稚園	0 %	50 %	100 %
	小学校	72.0 %	100 %	100 %
	中学校	58.6 %	100 %	100 %
	高校	0 %	100 %	100 %
特別支援学校教諭免許状の保有率	小・中学部	88.8 %	95 %	100 %
	高等部	30.7 %	60 %	100 %
小・中学校（特別支援学級担当教員）		26.3 %	60 %	100 %

第2章 盲・聾・養護学校制度の見直しと適正配置

1 特別支援学校の設置状況

平成19年度現在、大分県立特別支援学校の設置状況は以下のとおりである。

(1) 学校の配置状況



(2) 学部設置状況

学校名（障がい種別）	所在地	設 置 学 部			
		幼稚部	小学部	中学部	高等部
盲学校（視覚）	大分市	○	○	○	○（本科・専攻科）
聾学校（聴覚）	大分市	○	○	○	○（本科・専攻科）
別府養護学校（肢体）	別府市		○	○	○
鶴見養護学校（肢体）	別府市	○	○	○	
石垣原養護学校（病弱）	別府市		○	○	○
宇佐養護学校（知的）	宇佐市		○	○	○
日出養護学校（知的）	日出町		○	○	○（南石垣養護分教室）
南石垣養護学校（知的）	別府市		○	○	○
庄内養護学校（知的）	由布市		○	○	○（新生養護分教室）
新生養護学校（知的）	大分市		○	○	○
大分養護学校（知的）	大分市		○	○	
臼杵養護学校（知的）	臼杵市		○	○	○
佐伯養護学校（知的）	佐伯市		○	○	○（臼杵養護分教室）
竹田養護学校（知的）	竹田市		○	○	○（臼杵養護分教室）
日田養護学校（知的）	日田市		○	○	○

2 幼児児童生徒の状況

大分県における特別支援学校の幼児児童生徒の状況は以下のとおりである。

(1) 幼児児童生徒数の推移 P 2 2 《資料1》《資料2》参照

大分県下の公立幼稚園、小・中学校及び高等学校の幼児児童生徒数が10年間で3万人以上の減と大幅に減少しているのに対し、県立特別支援学校の幼児児童生徒数は増加を続けている。その要因は、特別支援教育への理解が進んだことや、義務教育修了後も支援を必要とする生徒がいることから、知的障がい養護学校に高等部を設置してきたことが大きい。

また、障がい種別ごとにみると、知的障がい養護学校の幼児児童生徒が大幅に増加している反面、盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校及び病弱養護学校においては、20年前に比べ半数以下、又は半数程度まで減少している。

(2) 重度・重複障がい児童生徒の推移

P 2 3 《資料3》《資料4》 P 2 4 《資料5》参照

幼児児童生徒の障がいの重度重複化が進み、平成2年度に知的障がい養護学校の重複障がい学級に在籍した児童生徒数が131人であったのに対し、平成18年度には小・中学部で155人、高等部で99人の合計254人と、約2倍近くまで増加している。また、全障がい種別でみた小・中学部における重複障がい学級在籍児童生徒は、在籍全児童生徒数の約40%にも及んでいる。

さらに、経管栄養、口腔内・鼻腔内吸引、導尿等の医療的ケアを要する幼児児童生徒は、平成18年度において肢体不自由養護学校及び病弱養護学校でそれぞれ20%を超えている。

(3) 特別支援学校高等部卒業生の進路状況 P 2 4 《資料6》《資料7》参照

平成18年3月卒業生では、136人中最も多い施設入所者が44人(32.4%)であり、続いて小規模作業所利用者が29人(21.3%)となっている。また、就職者は20人(14.7%)であり、就職率の向上が課題となっている。

3 校種別の現状と課題

各校種ごとの現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 盲学校

ア 概要

- 県立盲学校は大分市内にあり、幼稚部、小学部、中学部、高等部本科（普通科、保健理療科）及び高等部専攻科（保健理療科、理療科）を設置している。
- 高等部における保健理療科では、「あん摩マッサージ指圧師」の、また、理療科では「はり師」及び「きゅう師」の国家試験受験資格取得を目指した教育を行っている。

イ 在籍者数 P25《資料8》P26《資料9》参照

- 在籍者総数は、20年間で半数以下と激減し、近年は30～40名程度で推移している。また、学部毎の在籍者数は、幼稚部、小学部及び中学部においては、合計でも10名程度と少人数のままであり、適切な学級規模となっているかの検討が必要である。
- 高等部本科の保健医療科は国家試験受験資格取得を目指す中途失明者等への教育を行っているが、近年は少数の入学者で推移しており、設置の意味が問われている。

ウ 教育・支援内容

- 単一障がいの児童生徒に対しては、小・中学校、高等学校の教育課程に準ずる教科指導の充実が課題である。また、重複障がいの児童生徒は年々増加傾向にあり、一人一人の障がいの状態に応じた指導の充実が課題となっている。
- 視覚障がい者に対応できる専門的教育機関は県下に盲学校1校のみであり、今後とも専門性の向上と県内の視覚障がい教育に関するセンター的機能の充実を図る必要がある。

エ 施設

- 敷地内に、管理教室棟、普通教室棟、特別教室棟、体育館及び寄宿舎2棟を有しているが、そのうち寄宿舎の1棟（旧清明学園）は未活用の状態である。

(2) 聾学校

ア 概要

- 県立聾学校は大分市内にあり、幼稚部、小学部、中学部、高等部本科（産業工芸科、被服科、理容科）及び高等部専攻科（工芸科、被服科、理容科）を設置している。

イ 在籍者数 P25《資料8》P26《資料10》参照

- 在籍者数は減少を続け、近年は50名程度で推移している。
学部毎の在籍者数は、幼稚部、小学部、中学部においては、ある程度の在籍者数があるものの、高等部においては、20年間、10～20名程度で推移している。
また、高等部本科及び専攻科の理容科の入学者は極少数で推移している。
- 近年、聴覚に障がいのある児童生徒が、地域の小・中学校、高等学校へ入学する傾向がある。

ウ 教育・支援内容

- 高等部には、理容科のほかに産業工芸科及び被服科を設置しているが、近年の社会状況の変化に伴い、社会のニーズと一致せず、必ずしも企業就労に結びついた学科編成とはなっていない。
- 聴覚障がい者に対応できる専門的教育機関は県下に聾学校1校のみであり、今後とも専門性の向上と県内の聴覚障がい教育に関するセンター的機能の充実を図る必要がある。

- 産業工芸科（工芸科）及び被服科には、職業教育を進める上で有効な施設設備が整備されているとともに、専門性を有する教職員が配置されている。

（3）肢体不自由養護学校

ア 概要

- 肢体不自由養護学校の別府養護学校と鶴見養護学校は隣接しており、別府養護学校には小学部、中学部及び高等部を、鶴見養護学校には幼稚部、小学部及び中学部を設置している。
- 別府養護学校は寄宿舎を完備しており、県下各地からの入学が可能となっている。また、鶴見養護学校は別府発達医療センターに隣接しており、医療行為の必要な入院中の児童生徒が通学している。

イ 在籍者数 P25《資料8》参照

- 在籍者数は、約20年前は2校合計で200名程度であったが、近年は100名未満と半数以下に減少している。
- 知的障がいを伴わない肢体不自由児は、地域の小・中学校、高等学校に入学する傾向がある。

ウ 教育・支援内容

- 肢体不自由養護学校の小・中学部における重複障がいの児童生徒の割合は平成18年度では87.0%となっており、肢体不自由に対応した専門的指導に加え、一人一人の障がいの状態に応じた指導の充実が求められている。また、近年医療的ケアを要する児童生徒が増加しており、適切な対応が喫緊の課題となっている。

（4）病弱養護学校

ア 概要

- 病弱養護学校の石垣原養護学校は西別府病院に隣接している。小学部、中学部及び高等部を設置しており、慢性疾患、筋ジストロフィー、重症心身障がいの各病類に区分されている。

イ 在籍者数 P25《資料8》参照

- 石垣原養護学校の在籍者数は、20年前には138名いたが、現在は54名と大幅に減少している。また、慢性疾患病類や重症心身障がい病類の学級はある程度の在籍者数があるものの、筋ジストロフィーの学級には、最近10年間、小学部から高等部までの合計でも10名程度で推移している。

ウ 教育・支援内容

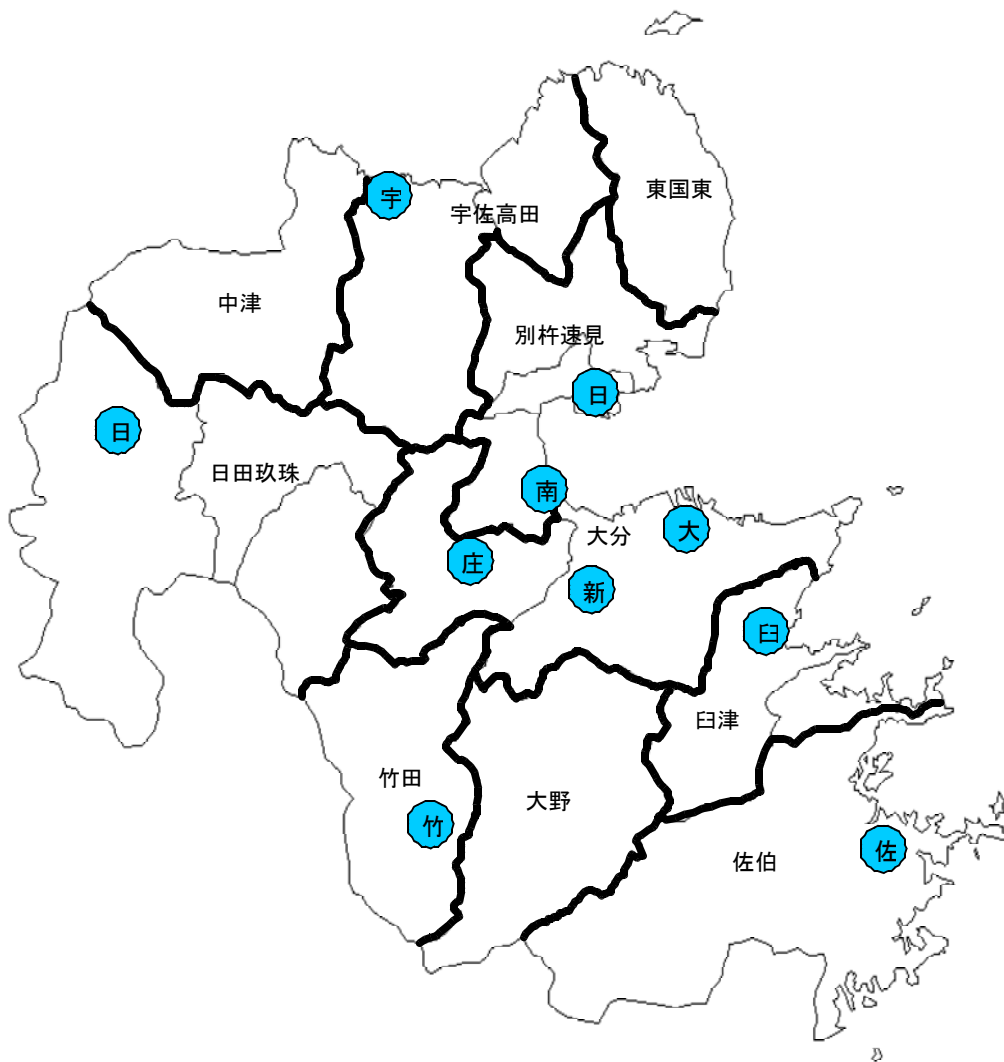
- 児童生徒の原因疾病について、最近では心身症の割合が増加するなど多様化している。心身症の児童生徒の中には、周囲から適切な理解や対応がなされないことが原因で、様々なストレスから身体症状の出現に至ったと思われる児童生徒も含まれていることから、治療及び生活上の規制、児童生徒の心理状況等を考慮した指導の充実が求められている。

(5) 知的障がい養護学校

ア 概要

- 県立知的障がい養護学校は、県内に10校設置されている。この10校の配置を、今後も連携が重要となる福祉圏域の視点から見ると下図のとおりである。

「中津圏域と宇佐高田圏域」の広く人口の多いエリアに宇佐養護学校1校しか配置されていないこと、また、「日出町以北の別杵速見圏域と東国東圏域」、「大野圏域と竹田圏域」、「日田玖珠圏域」についても広いエリアに1校の養護学校しか配置されていないことから、児童生徒の一部に片道70分以上も要する長時間通学の負担を負わせている状況にある。また、前述の宇佐養護学校については、児童生徒数が大幅に増加し、教室をはじめとする施設面で慢性的に不足している状況にある。

イ 在籍者数 P.25《資料8》参照

- 最近の少子化による小・中学校、高等学校の児童生徒数の減少傾向にもかかわらず、知的障がい養護学校に在籍する児童生徒数は、特別支援教育に対する理解や期待の高まりによる高等部生徒の急激な増加、医療技術の進歩等による重度重複障がいの通学児童生徒の増加などから、増加の一途をたどっている。

ウ 教育・支援内容

- 10校のうち、高等部が設置されていない養護学校は、大分養護学校だけである。また、日出養護学校、庄内養護学校、佐伯養護学校及び竹田養護学校については、生徒数が少ない状況にあり高等部分教室を設置している。
高等部については、普通科として単一障がい学級の職業生活科と重複障がい学級の生活教養科を設置している。
- 知的障がい養護学校における重複障害の児童生徒の割合は、平成18年度では33.6%となっている。また医療的ケアを要する児童生徒も増加しており、看護師の配置等による適切な対応が課題となっている。

4 課題検討の方向性

上記の特別支援学校における現状と課題を踏まえ、今回の法改正の理念に基づき、複数の障がい種別への対応や適正な学校・学級規模等の観点から、今後の特別支援学校の在り方を検討した結果は以下のとおりである。

(1) 特別支援学校の対象となる児童生徒の見直し

障がい種別を超えた特別支援学校への転換及び重複障がいの児童生徒が増加している現状を踏まえ、各学校とも可能な限り複数の障がいに対応できるように見直す。

- ① 盲学校幼稚部において、視覚障がいを併せ有する知的障がい児も対象とする。その後、順次、小学部、中学部及び高等部本科普通科においても、視覚障がいを併せ有する知的障がい児を受け入れ、幼児児童生徒数の増加を図ることにより、学校の教育活動の活性化を目指す。
また、視覚認知の視点からも、一人一人に応じた適切な教育を推進する。
- ② 聾学校高等部本科及び専攻科において、新たに、知的障がい（単一）の生徒も受け入れ、聴覚障がい者及び知的障がい者の企業就労を目指した職業教育の充実を図る。あわせて、生徒数の増加を図ることにより、学校の教育活動の活性化を目指す。
- ③ 知的障がい養護学校10校のうち、南石垣養護学校を除く9校で、肢体不自由と知的の重複障がいの児童生徒も受け入れる。
また、大分市内に肢体不自由養護学校が設置されていないことから、新生養護学校で、希望状況により肢体不自由（単一）の児童生徒も受け入れることとする。

(2) 学校の再編

- ① 別府市内にある肢体不自由養護学校の別府養護学校と鶴見養護学校2校及び病弱養護学校の石垣原養護学校1校については、近隣に配置されていること、在籍者数が減少していること等の理由から、それぞれの役割を見直し、再編成して活性化を図る。
別府養護学校を本校とし、鶴見養護学校と石垣原養護学校を分校とする。
対象とする障がい種別は次表のとおりとする。

学 校	障がい種別（通学等状況）
別府養護学校（本校）	肢体不自由（通学生・寄宿舎生） 病 弱（通学生） ※通学生には別府発達医療センターに入所又は西別府病院に入院している児童生徒のうち、通学可能な者を含む。
// 鶴見分校 （高等部設置）	肢体不自由 （別府発達医療センターに入所している幼児児童生徒） ※別府養護学校に通学可能な者を除く。
// 石垣原分校	病 弱 （西別府病院に入院している児童生徒） ※別府養護学校に通学可能な者を除く。
※上記内容を原則とし、特別な事情がある場合には、幼児児童生徒にとって最適な就学先を検討する。	

また、教育課程の共通化、学校行事の一本化及び合同学習の実施等により、幼児児童生徒数が減少する上記3校の活性化を図る。

（3）長時間通学の解消 P27《資料11》参照

現在、通学に片道70分以上要している児童生徒が居住する地域については、長時間通学の負担解消を図る必要がある。

- ① 中津地域については、宇佐養護学校の在籍者数が多く、施設設備面からも飽和状態にあるため、中津市内において分校設置を主に解消方策を検討する。
- ② 国東地域、豊後大野地域及び玖珠地域については、既存施設を活用した分教室の設置やスクールバス増便による解消方策を検討する。

その際、分教室設置による児童生徒数の分散に留意することや、通学時間が60分以内となるようスクールバスを配置することを考慮する必要がある。

（4）学科等の再編

各学校における学科等の再編の方向は、次のとおりである。

なお、再編に伴い、新たに教育の対象とする障がいのある児童生徒の受け入れのための条件整備に留意する必要がある。

また、従来各学校で行ってきた教育内容もさらに充実させるために、各専門領域の教員免許を有する者の配置及び教員の専門性の一層の向上等に留意する。

ア 盲学校

高等部本科保健理療科は、生徒数の推移を見ながら、廃止及びそれに伴う中卒中途失明者の普通科又は専攻科受け入れを検討する。

イ 聾学校

聾学校高等部本科に、聴覚障がい者のための普通科を設置する。

高等部本科の理容科、産業工芸科及び被服科を廃止して、ニーズに応じたコース編制の職業科を新設し、聴覚障がい者の学級と知的障がい者（単一）の学級をそれぞれ設置する。また、専攻科の理容科、工芸科及び被服科を廃止して、ニーズに応じたコース編制の職業科を新設し、聴覚障がい者の学級と知的障がい者（単一）の学級をそれぞれ設置する。

なお、幼稚部、小学部及び中学部においては、聴覚活用や言語発達のための指導に重点を置くことから、聴覚障がい児のみを対象として、聴覚障がい教育を一層進める。

また、寄宿舎利用の対象は、現行どおり聴覚障がい者とする。

ウ 石垣原養護学校

現行の慢性疾患、筋ジストロフィー、重症心身障がいの病類による学級編制は廃止し、重複学級と単一学級のみに再編する。

エ 知的障がい養護学校

大分養護学校に高等部を設置する。

宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校等の大規模な養護学校高等部については、現行の普通科だけでなく、企業就労を目指す職業教育の充実を図るため、職業科又は職業コースを設置することを検討する。

(5) 特別支援学校のセンター的機能の充実

今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校は中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校等に在籍するLD等を含む障がいのある児童生徒について、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくことが必要である。そのためには、特別支援学校が、高い専門性を生かしながら、下記機能の充実を図り、地域の小・中学校等を積極的に支援していくことが必要である。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

(6) 高等養護学校等の設置

他県に見られる高等養護学校については、生徒数の状況及び教員の専門性等から、今後設置の必要性を検討し、当面は知的障がい養護学校高等部の職業教育充実を図ることとする。

第3章 幼稚園、小・中学校、高等学校における 特別支援教育充実方策

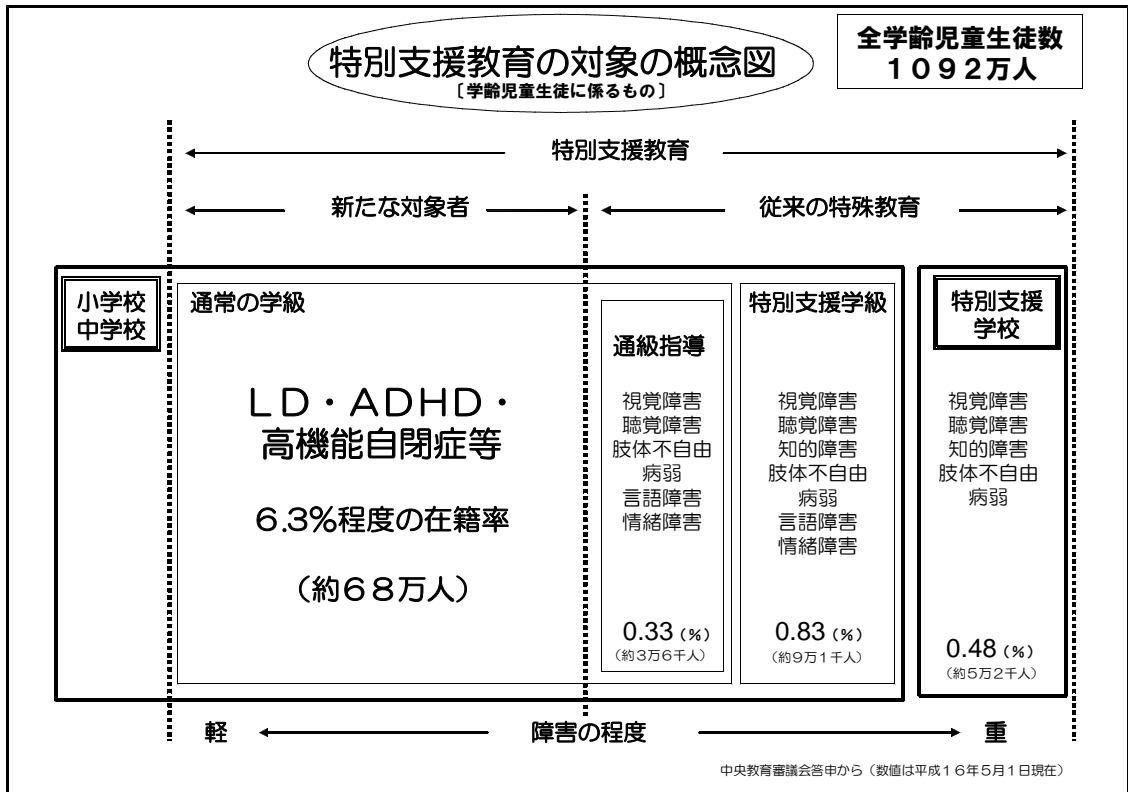
1 現状と今後の方向性

(1) 特殊教育から特別支援教育へ

特別支援教育への転換により、従来の特殊教育の対象としてきた障がいだけでなく、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等により学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としている幼児児童生徒に対する適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことになる。

平成14年の文部科学省による全国実態調査では、小・中学校の通常の学級にLD、ADHD、高機能自閉症等により学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6.3%在籍している可能性があるとして示されており、今後はこのような児童生徒に対する適切な支援が求められている。

高等学校にも、軽度の障がいを有する生徒やLD、ADHD、高機能自閉症等の生徒が在籍していると考えられている。また障害者基本計画等において、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援の必要性が求められていることから、幼稚園等においても教職員の理解促進や適切な指導の在り方が今後の課題である。



(2) 校（園）内支援体制の整備 P28《資料12》参照

①校（園）内委員会の設置

幼稚園、小・中学校、高等学校において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等の検討を行うため、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任等で構成する校（園）内委員会を設置している。

現在、小・中学校、高等学校においては約100%設置しており、今後は幼稚園において設置を図る必要がある。

また、今後は校（園）内委員会の有効活用や対処事例の共有等を図る必要がある。

②特別支援教育コーディネーターの指名・役割

幼稚園、小・中学校、高等学校において、校（園）内委員会の推進や、福祉・医療等関係機関との連絡調整、また、保護者からの相談窓口として特別支援教育コーディネーターを指名している。

特別支援教育コーディネーターは発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒について、担任とともに当該幼児児童生徒の支援方法を検討し、場合によっては、専門家チーム等の外部との連携を担っている。

今後は、特別支援教育コーディネーター自身のスキルアップだけでなく、校内研修等による教職員全体のスキルアップを図る必要がある。

③個別の教育支援計画等の作成

幼稚園、小・中学校、高等学校において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒について、的確な支援を行うため、保護者とともに個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する必要がある。

本県においては、取組の遅れ、地域性の問題、保護者の理解等から作成率が全国平均よりも低い状況にある。今後は保護者の理解等を図り、各学校が、障がいのある幼児児童生徒に対して計画を作成するとともに、具体的な支援に役立つよう適宜見直し等を図る必要がある。

個別の指導計画とは

幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行

えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画。

個別の教育支援計画とは

障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

④巡回相談、専門家チームの活用

県教育委員会等は障がいに関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員に委嘱したり、心理学の専門家や医師を含む専門家チームを設置している。

巡回相談員は幼稚園、小・中学校、高等学校を定期的に巡回し、専門家チームは幼稚園、小・中学校、高等学校の申し出に応じ、当該幼児児童生徒の指導方法等に関する助言を行っている。

今後は、特別支援学校のセンター的機能も含め、障がいのある幼児児童生徒に対する支援を一層活用、推進する必要がある。

巡回相談とは、

LD、ADHD、高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する者が幼稚園、小・中学校、高等学校を巡回し、教員に対して、LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

専門家チームとは、

幼稚園、小・中学校、高等学校に対してLD、ADHD、高機能自閉症等か否かの判断、望ましい教育的対応についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

(3) 特別支援学級の状況

本県の小・中学校の特別支援学級は、平成18年度まで10年以上の間、263学級のままで推移しているとともに、特別支援学級の種類が地域的に偏りが見られ、現に対象の児童生徒が在籍し、特別支援学級設置を希望しても設置されずに、当該児童生徒は通常の学級等に在籍するケースが生じている。今後は実態に即した特別支援学級の設置が必要である。

また、中学校まで特別支援学級に在籍した生徒に対する中学校卒業後の対応について、現行制度では、高等学校に特別支援学級の設置はできないので、何らかの方策を検討する必要がある。

(4) 通級指導教室の状況

本県の通級指導教室は、小学校9校に11教室設置され、平成18年度からはLD等に対応した通級指導教室を9学級設置している。今後は、児童生徒の実情に即した通級指導教室の設置が必要である。

また、小・中学校だけでなく、高等学校にもLD等の生徒が在籍していると考えられているが、現行制度では、高等学校に通級指導教室の設置はできないので、何らかの方策を検討する必要がある。

(5) 施設設備等の状況

知的障がいを伴わない肢体不自由児等は、地域の小・中学校、高等学校に入学する傾向があるが、必ずしもすべての学校に、受入に十分な施設設備が整備されてはいない。障がいに対応できる人員の確保・配置と併せて充実することが必要である。

第4章 教職員の資質向上方策

1 現状と今後の方向性

(1) 教員の特別支援学校教諭免許状保有状況 P28《資料13》参照

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、幼稚部、小・中学部では85%を超えている。一方高等部では、以前に比べるとかなり保有率が上がってきているものの、まだ41.9%にとどまっております。今後も高等部教員の免許保有率向上を図る必要がある。

通常の学校の特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率は、25.8%と低い状況にあり同様の対応が必要である。

(2) 採用・人事の状況

特別支援教育に携わる教員には、特別支援学校教諭免許状を保有している者を配置すべきである。そのためには、現在導入している特別支援学校枠での採用者数を一層拡大するとともに、認定講習等で新たに免許状を取得済みまたは取得中の教員を人事異動で配置することが必要である。また、専門性ととともに特別支援教育に意欲のある教員を配置させるとともに、障がいのある児童生徒に対する一貫した教育を実施するために、ある程度の期間、継続して特別支援教育に携わることができるようなシステム作りが必要である。

(3) 研修の充実等

現在大分県教育センター等において各種の研修を実施し、校長、教頭の管理職や特別支援教育に携わる教員の専門性向上を図っているが、昨今の幼児児童生徒の障がいの多様化、重度・重複化等に対応するためには、より広い知識や指導力が必要なことから、一層の専門性向上を図る研修の充実が必要である。そのために、「特別支援教育センター（仮称）」の設置も含め、研修機関の機能の充実を図る必要がある。

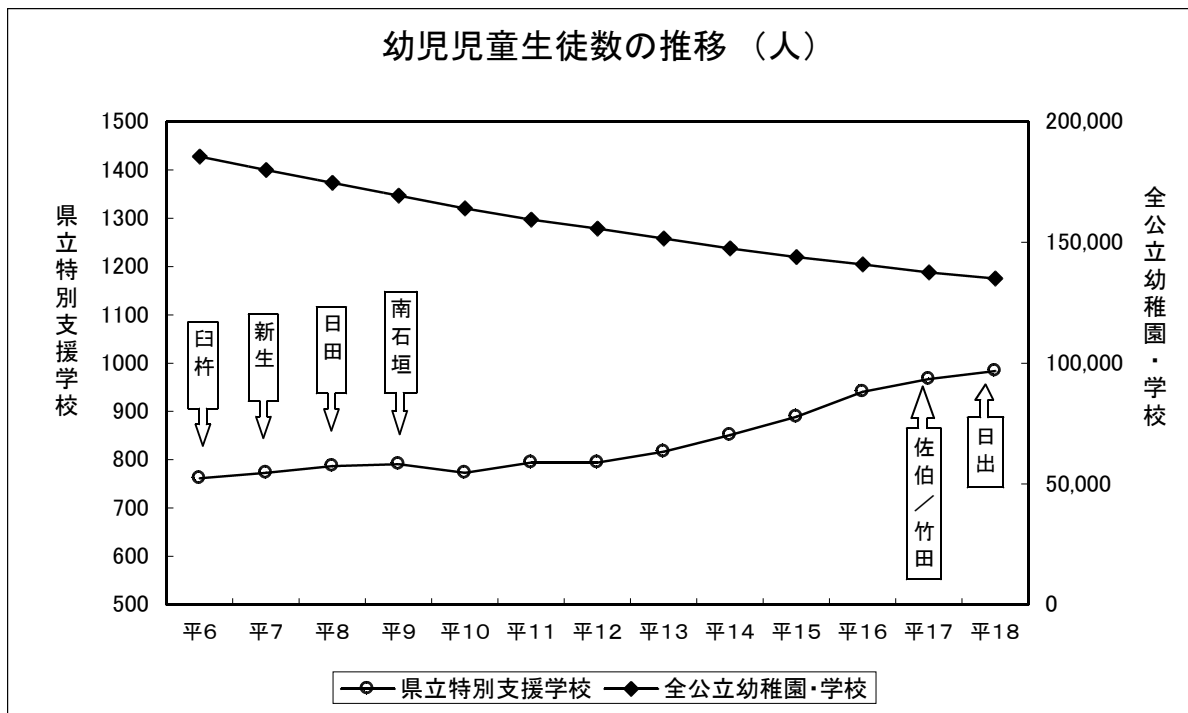
また、特別支援教育の担当者だけでなく広く教職員の理解を深めたり、学校全体の専門性向上を図るために、各学校の管理職のリーダーシップの下、授業研究を含む校内研修等の一層の充実が必要である。

さらに、特別支援教育に関して広く県民の理解を深めるため、適切な広報活動等を通じた情報提供の充実を図り、特別支援教育の推進及び幼児児童生徒の社会参加に積極的に協力するよう、理解啓発に努める必要がある。

参 考 資 料

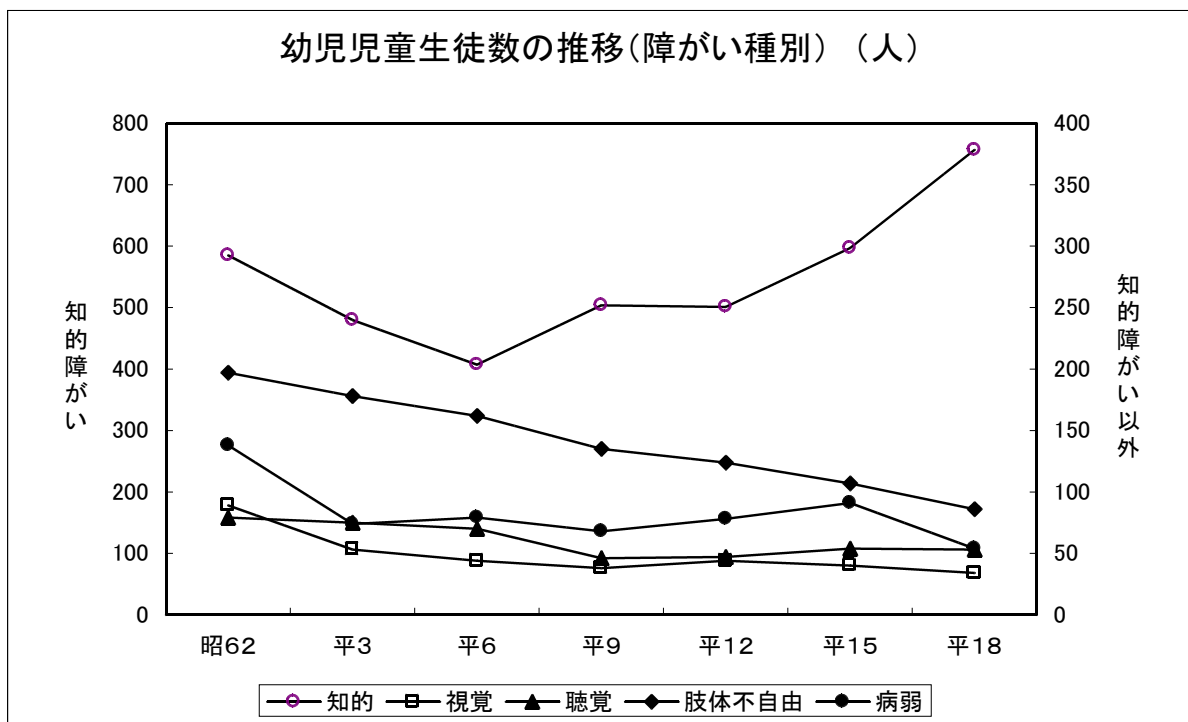
《資料 1》	幼児児童生徒数の推移	22
《資料 2》	幼児児童生徒数の推移（障がい種別）	22
《資料 3》	知的障がい養護学校の重複障がい学級在籍者数	23
《資料 4》	重複障がい学級在籍率（小・中学部）	23
《資料 5》	医療的ケア対象者の状況	24
《資料 6》	高等部卒業生の進路状況	24
《資料 7》	高等部（本科）卒業生の就職率	24
《資料 8》	特別支援学校在籍者の推移	25
《資料 9》	盲学校高等部入学者数の推移	26
《資料 10》	聾学校高等部の入学者数の推移	26
《資料 11》	スクールバス利用者の通学所要時間別人数	27
《資料 12》	校内支援体制の整備状況	28
《資料 13》	特別支援学校教諭免許状保有状況（特別支援学校）	28
《資料 14》	大分県特別支援教育推進検討委員会設置要綱	29
《資料 15》	大分県特別支援教育推進検討委員会委員名簿	30
《資料 16》	大分県特別支援教育推進検討委員会の審議経過	32

《資料 1》

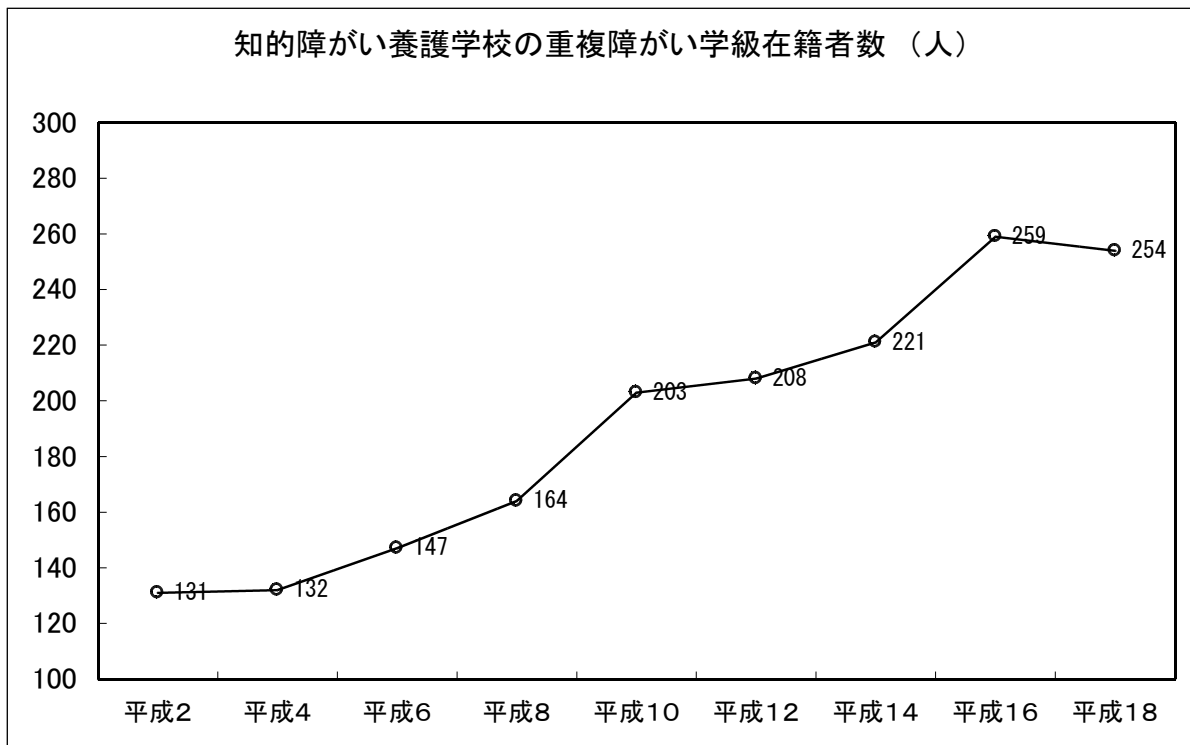


（グラフ中の矢印は、当該年度に高等部（分教室を含む）を設置した知的障がい養護学校名。宇佐養護学校は昭和50年に設置済み。）

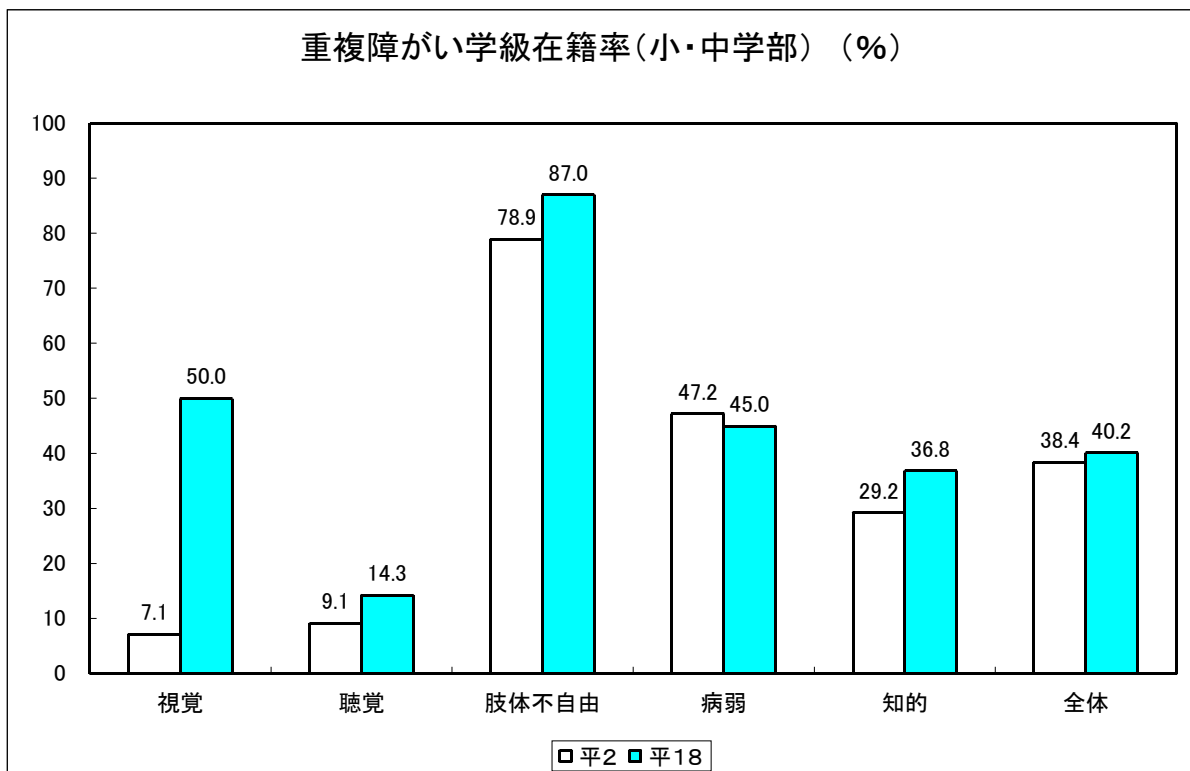
《資料 2》



《資料3》



《資料4》



《資料5》

医療的ケア対象者の状況（平成18年度）

区 分	在籍者数	医療的ケア対象者数	割合
視覚障がい	34	0	0.0%
聴覚障がい	53	1	1.9%
肢体不自由	86	18	20.9%
病弱	54	14	25.9%
知的障がい	757	69	9.1%
合 計	984	102	10.4%

《資料6》

高等部卒業生の進路状況（人）

区 分	卒業生	進学者		教育訓練機関等		就職者	施設入所者		小規模作業所利用者	その他の福祉施設利用者	在宅者		
		大学	専攻科	各種学校	職業訓練校		授産施設	更生施設			デイサービス	自宅	
盲 学 校	6		1			2		2				1	
聾 学 校	1					1							
養護学校	知的障がい	103				2	17	31	4	25	8	4	12
	肢体不自由	10				1		1	4	3			1
	病 弱	16	3		1			2		1	7		2
総 計	136	3	1	1	3	20	34	10	29	15	4	16	

(平成18年3月卒業者)

《資料7》

高等部（本科）卒業生の就職率（%）

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
盲 学 校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	
聾 学 校	80.0	33.3	50.0	-	50.0	22.2	-	37.5	-	100.0	
養護学校	知的障がい	17.9	22.7	23.2	11.4	13.3	20.3	17.8	14.5	10.0	16.5
	肢体不自由	9.1	-	18.2	-	7.7	-	-	-	-	-
	病 弱	-	-	-	-	9.1	-	-	4.8	-	-
全 体	16.4	19.3	19.8	8.8	13.2	15.8	13.0	12.0	6.7	14.7	

(各年度3月卒業者)

《資料 8》

特別支援学校在籍者の推移（人）

種別	学校名	学部	昭62	平2	平4	平6	平8	平10	平12	平14	平16	平18
視覚	盲学校	幼稚部	1	1	1	5	0	0	1	1	1	0
		小学部	14	9	5	5	6	6	5	3	4	4
		中学部	13	5	7	4	2	0	3	7	2	2
		高等部	24	22	11	7	11	9	6	6	12	8
		専攻科	37	26	16	23	20	21	29	26	20	20
	計	89	63	40	44	39	36	44	43	39	34	
聴覚	聾学校	幼稚部	10	15	4	12	10	20	10	8	8	8
		小学部	31	18	20	17	9	5	16	25	28	18
		中学部	15	26	22	8	11	10	5	2	8	17
		高等部	23	15	19	31	11	9	14	10	3	9
		専攻科	0	4	0	2	13	2	2	8	6	1
	計	79	78	65	70	54	46	47	53	53	53	
肢体	別府養護学校	小学部	18	16	21	18	22	17	16	12	10	15
		中学部	8	12	8	12	10	15	8	9	14	7
		高等部	54	39	40	40	30	37	39	45	37	32
		計	80	67	69	70	62	69	63	66	61	54
	鶴見養護学校	幼稚部	14	11	8	8	8	9	3	6	7	8
		小学部	71	67	73	64	49	36	33	23	17	10
		中学部	32	33	23	20	26	18	25	20	19	14
		計	117	111	104	92	83	63	61	49	43	32
		小計	197	178	173	162	145	132	124	115	104	86
	病弱	石垣原養護学校	小学部	71	46	25	30	25	30	17	11	11
中学部			57	26	29	22	18	18	29	23	17	13
高等部			10	14	19	27	32	30	32	52	49	34
計			138	86	73	79	75	78	78	86	77	54
宇佐養護学校	小学部	36	27	26	15	15	14	19	22	25	37	
	中学部	29	23	25	31	16	12	19	25	28	29	
	高等部	48	55	59	62	67	58	45	47	57	77	
	計	113	105	110	108	98	84	83	94	110	143	
日出養護学校	小学部	12	11	10	9	8	7	8	9	12	14	
	中学部	23	12	8	7	7	7	7	3	9	12	
	高等部(分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	計	35	23	18	16	15	14	15	12	21	29	
南石垣養護学校	小学部	28	22	21	20	18	19	24	18	27	24	
	中学部	23	24	19	15	16	15	12	20	17	28	
	高等部	0	0	0	0	0	25	34	27	50	39	
	計	51	46	40	35	34	59	70	65	94	91	
庄内養護学校	小学部	16	11	10	7	9	7	7	11	12	16	
	中学部	15	14	15	10	9	7	11	10	7	7	
	計	31	25	25	17	18	14	18	21	19	23	
新生養護学校	小学部	38	31	25	30	38	30	27	25	34	44	
	中学部	32	24	26	24	12	23	36	40	42	29	
	高等部	0	0	0	0	62	62	72	75	89	86	
	計	70	55	51	54	112	115	135	140	165	159	
大分養護学校	小学部	52	40	27	21	22	21	20	27	29	36	
	中学部	28	35	33	23	20	19	14	16	22	25	
	計	80	75	60	44	42	40	34	43	51	61	
臼杵養護学校	小学部	40	35	23	16	13	11	9	9	12	16	
	中学部	42	22	24	22	15	8	9	15	16	14	
	高等部	0	0	0	21	53	47	51	54	73	76	
	計	82	57	47	59	81	66	69	78	101	106	
佐伯養護学校	小学部	22	21	17	10	10	12	8	13	12	11	
	中学部	18	9	12	14	9	6	8	8	8	16	
	高等部(分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	計	40	30	29	24	19	18	16	21	20	37	
竹田養護学校	小学部	22	18	12	9	3	5	10	20	15	17	
	中学部	12	16	15	10	10	7	1	6	12	15	
	高等部(分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
	計	34	34	27	19	13	12	11	26	27	44	
日田養護学校	小学部	33	31	24	13	19	24	25	21	18	10	
	中学部	16	22	17	18	11	7	9	17	22	21	
	高等部	0	0	0	0	12	28	16	16	20	33	
	計	49	53	41	31	42	59	50	54	60	64	
	小計	585	503	448	407	474	481	501	554	668	757	
	合計	1088	908	799	762	787	773	794	851	941	984	

《資料9》

盲学校高等部入学者数の推移（人）

区 分		平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
本科	普通科	0	1	0	1	1	1	4	3	1	2
	保健理療科	2	3	1	1	2	1	3	1	0	1
専攻科	保健理療科	4	3	7	5	4	3	5	5	2	4
	理療科	4	7	7	6	5	6	7	5	6	3

《資料10》

聾学校高等部入学者数の推移（人）

区 分		平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
本科	理容科	0	2	2	0	0	1	0	0	1	0
	産業工芸科	1	2	4	1	5	0	0	0	3	1
	被服科	1	1	2	0	3	0	1	1	2	1
専攻科	理容科	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0
	工芸科	0	0	0	1	1	3	0	3	0	0
	被服科	1	1	1	0	0	1	0	2	0	0

《資料 1 1》

スクールバス利用者の通学所要時間別人数（人）

	学部	登校時			下校時			長時間通学の地区等
		70分未満	70～89分	90分以上	70分未満	70～89分	90分以上	
別府養護 (南石垣養護と 共同運行)	小	3	0	0	4	0	0	
	中	1	0	0	2	0	0	
	高	0	0	0	0	0	0	
	合計	4	0	0	6	0	0	
宇佐養護	小	7	0	0	9	0	0	70分以上:中津市犬丸 豊後高田方面バス運行なし
	中	9	2	0	12	0	0	
	高	12	2	0	12	0	0	
	合計	28	4	0	33	0	0	
日出養護	小	3	2	0	4	2	0	70分以上:旧国東町
	中	4	1	0	4	1	0	
	高	1	2	0	1	2	0	
	合計	8	5	0	9	5	0	
南石垣養護 (別府養護と 共同運行)	小	14	0	0	19	0	0	70分以上:日出町(みのり学園) 別府総合庁舎前
	中	9	3	0	23	0	0	
	高	16	7	0	25	0	0	
	合計	39	10	0	67	0	0	
庄内養護	小	8	0	0	6	1	0	70分以上:湯布院、湯平
	中	4	0	0	4	1	0	
	高							
	合計	12	0	0	10	2	0	
新生養護 (バス2台)	小	6	0	0	6	0	0	70分以上:鶴崎、仲西町 庄内(木理学園)
	中	22	1	0	23	0	0	
	高	38	20	0	58	0	0	
	合計	66	21	0	87	0	0	
大分養護	小	12	0	0	13	3	0	70分以上:大在、鶴崎
	中	14	2	0	15	3	0	
	高							
	合計	26	2	0	28	6	0	
臼杵養護 (バス2台)	小	4	0	0	4	0	0	90分以上:佐伯市船頭町 70分以上:佐伯市、三重町
	中	6	0	0	6	0	0	
	高	19	1	2	18	4	1	
	合計	29	1	2	28	4	1	
佐伯養護 (バス2台)	小	7	2	0	9	1	0	70分以上:弥生、蒲江西野浦
	中	10	2	0	14	0	0	
	高	9	0	0	9	0	0	
	合計	26	4	0	32	1	0	
竹田養護	小	7	3	1	8	2	1	90分以上:旧大野町 70分以上:旧三重町
	中	4	1	1	7	0	1	
	高	6	1	1	6	1	1	
	合計	17	5	3	21	3	3	
日田養護	小	3	2	0	5	2	0	90分以上:九重町 70分以上:玖珠町
	中	5	3	4	7	7	0	
	高	16	2	2	16	4	0	
	合計	24	7	6	28	13	0	
合 計	小	74	9	1	87	11	1	
	中	88	15	5	117	12	1	
	高	117	35	5	145	11	2	
	合計	279	59	11	349	34	4	

(平成18年4月調査)

《資料12》

校内支援体制の整備状況（％）

項目	幼稚園			小学校			中学校		
	大分県	全国	差	大分県	全国	差	大分県	全国	差
① 校内委員会の設置	41.5	38.8	2.7	100.0	97.7	2.3	100.0	96.9	3.1
② LD、ADHD等の実態把握	54.7	68.0	△ 13.3	95.3	93.3	2.0	78.3	87.6	△ 9.3
③ 特別支援教育コーディネーターの指名	34.0	35.0	△ 1.0	100.0	96.1	3.9	100.0	94.8	5.2
④ 個別の指導計画の作成	17.0	25.7	△ 8.7	45.4	62.3	△ 16.9	25.2	49.1	△ 23.9
⑤ 個別の教育支援計画の作成	10.1	17.5	△ 7.4	35.0	41.3	△ 6.3	20.3	35.7	△ 15.4
⑥ 巡回相談員の活用	50.9	65.2	△ 14.3	62.0	72.6	△ 10.6	55.9	57.6	△ 1.7
⑦ 専門家チームの活用	38.4	39.7	△ 1.3	46.0	39.3	6.7	32.2	31.2	1.0

項目	高等学校			全校種計		
	大分県	全国	差	大分県	全国	差
① 校内委員会の設置	91.2	27.8	63.4	85.9	83.3	2.6
② LD、ADHD等の実態把握	49.1	34.0	15.1	78.7	82.9	△ 4.2
③ 特別支援教育コーディネーターの指名	86.0	20.9	65.1	83.8	80.9	2.9
④ 個別の指導計画の作成	3.5	7.2	△ 3.7	31.3	49.1	△ 17.8
⑤ 個別の教育支援計画の作成	14.0	6.0	8.0	24.6	33.5	△ 8.9
⑥ 巡回相談員の活用	38.6	22.6	16.0	56.3	63.2	△ 6.9
⑦ 専門家チームの活用	14.0	10.8	3.2	38.8	34.6	4.2

（項目④～⑦については、該当者がいない場合があり、一概に100%を目指すものではない）

《資料13》

特別支援学校教諭免許状保有状況（特別支援学校）（人・％）

	年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		人数	所有率	人数	所有率	人数	所有率	人数	所有率	人数	所有率
幼稚部、小・中学部	所有者	307	88.0%	307	90.9%	309	88.8%	302	84.8%	300	85.7%
	教諭全体	349		341		348		356		350	
高等部	所有者	69	27.1%	78	31.6%	77	30.7%	88	33.1%	111	41.9%
	教諭全体	255		247		251		266		265	
県全体	所有者	376	62.3%	385	63.9%	386	64.4%	390	62.7%	411	66.8%
	教諭全体	604		588		599		622		615	
全国平均			51.0%		52.6%		55.6%		58.3%		61.1%

《資料 1 4》

大分県特別支援教育推進検討委員会設置要綱

大分県教育委員会

(目的及び設置)

第1条 医学や科学技術の進歩、ノーマライゼーションの進展など、特別支援教育を取り巻く状況が変化する中で、本県における特別支援教育の現状と課題を踏まえ、新しい時代に対応した特別支援教育の在り方について総合的に検討するため、大分県特別支援教育推進検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を大分県教育委員会教育長に報告する。

- (1) 盲・聾・養護学校制度の見直しと適正配置
- (2) 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育充実方策
- (3) 教職員の資質向上方策
- (4) その他、上記に関連する事項

(組織及び委員の任期)

第3条 検討委員会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) NPO関係者
- (4) PTA関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 学校関係者

3 委員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

(委員長等)

第4条 検討委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理人出席を認めることができる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、大分県教育庁特別支援教育推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が諮って定める。

附則 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

《資料 15》

大分県特別支援教育推進検討委員会委員名簿（平成18年度）

敬称略

	区分	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	学識経験者	大分大学教育福祉科学部教授	◎ 田 中 新 正
2		別府発達医療センター長	福 永 拙
3	福祉関係者	大分県手をつなぐ育成会会長	齋 藤 國 芳
4		自閉症者施設「めぶき園」園長	五十嵐 康 郎
5	NPO関係者	摂食コミュニケーション・ネットワーク理事長	中 島 知夏子
6	PTA関係者	大分県PTA連合会会長	藤 田 千克由
7		大分県高等学校PTA連合会会長	高 橋 正 夫
8		大分県知的障害養護学校PTA連合会会長	田 中 重 敏
9	行政関係者	大分県市町村教育長協議会会長	秦 政 博
10		大分労働局職業安定部職業対策課長	小 柳 恒 美
11	学校関係者	大分県国公立幼稚園会会長	利 光 幸 子
12		大分県小学校長会会長	児 玉 元 治
13		大分県中学校長会会長	脇 廣 美
14		大分県高等学校長協会会長	足 立 一 馬
15		大分県盲・聾・養護学校長会会長	○ 陶 山 昌 生
16		大分県障害児適正就学指導委員会代表	牧 野 桂 一
17		全国知的障害養護学校長会施設設備専門委員会大分県代表	緒 方 幸 子

◎は委員長、○は副委員長

大分県特別支援教育推進検討委員会委員名簿（平成19年度）

敬称略

	区分	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	学識経験者	大分大学教育福祉科学部教授	◎ 田 中 新 正
2		別府発達医療センター長	福 永 拙
3	福祉関係者	大分県手をつなぐ育成会会長	齋 藤 國 芳
4		自閉症者施設「めぶき園」園長	五十嵐 康 郎
5	NPO関係者	摂食コミュニケーション・ネットワーク理事長	中 島 知夏子
6	PTA関係者	大分県PTA連合会会長	藤 田 千克由
7		大分県高等学校PTA連合会会長	高 橋 正 夫
8		大分県知的障害養護学校PTA連合会会長	田 中 重 敏
9	行政関係者	大分県市町村教育長協議会会長	足 立 一 馬
10		大分労働局職業安定部職業対策課長	小 柳 恒 美
11	学校関係者	大分県国公立幼稚園会会長	園 部 民 代
12		大分県小学校長会会長	津 崎 俊 幸
13		大分県中学校長会会長	淵 野 政 昭
14		大分県高等学校長協会会長	園 田 幸 吉
15		大分県特別支援学校長会会長	○ 安 枝 正 義
16		大分県障害児適正就学指導委員会代表	牧 野 桂 一
17		全国知的障害養護学校長会施設設備専門委員会大分県代表	緒 方 幸 子

◎は委員長、○は副委員長

《資料16》

大分県特別支援教育推進検討委員会の審議経過

	期 日	審 議 内 容
第1回	平成18年5月18日	○ 特別支援教育を取り巻く国の動向について ○ 大分県における特別支援教育の現状と課題について
第2回	平成18年8月25日	○ 特別支援教育事業について ○ 大分県の特別支援教育の水準（経費等）について ○ 高等部卒業後の進路状況について ○ 特別支援教育に係る法改正について ○ 盲・聾・養護学校制度の見直しと適正配置に係る論点整理
第3回	平成18年10月18日	○ 盲・聾・養護学校の現状・課題と今後の検討の方向性について
第4回	平成18年12月19日	○ 盲・聾・養護学校制度の見直しについて
第5回	平成19年 3月16日	○ 盲・聾・養護学校制度の見直しと適正配置について ○ 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育充実方策について ○ 教職員の資質向上方策について
第6回	平成19年 6月 8日	○ 報告書「大分県の特別支援教育の方向（素案）」の検討
第7回	平成19年 7月 2日	○ 報告書「大分県の特別支援教育の方向（素案）」の検討
第8回	平成19年 9月 7日	○ 報告書「大分県の特別支援教育の方向」の検討（地区別説明会・パブリックコメントにおける県民意見の反映）
第9回	平成19年10月26日	○ 報告書「大分県の特別支援教育の方向」の提出

大分県の特別支援教育の方向

平成19年10月発行

大分県特別支援教育推進検討委員会

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

T E L (097) 536-1111 (内線5536)



11月1日は
おおいた教育の日